

令和6年度事業計画

新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから間もなく1年となり、貸切バスの輸送需要は回復傾向が続いています。一方で、昨年8月に公示運賃が改正され、本年4月からは運転者の労働時間等の規制強化や点呼の録音・録画の保存等の義務付けが始まることもあり、下限割れ運賃や過労運転などの法令違反の発生が懸念されます。

当センターでは適正化事業実施機関として次の事業に取り組み、貸切バス事業の適正化を促進します。

1. 巡回指導について

①基本方針

事業者の法令遵守意識向上のため、効率的かつ効果的に巡回指導を実施します。

巡回指導の頻度は、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除き、事業区域内に存する全ての営業所に対し、原則として、年度内に1回実施することとし、具体的には、今後、国土交通省が発出予定の「令和6年度の巡回指導等の運用方針」を受けて対象営業所を選定することとします。

なお、現在示されている「令和6年度の巡回指導等の運用方針通達案」では、「優良営業所」※1を対象から除外するとともに、巡回指導の結果「特定の営業所」※2となった営業所に対する巡回指導の重点化を令和5年度に引き続き実施することとなっています。

※1 「優良営業所」とは、安全性評価☆3つの認定を受けている事業者で、令和4年度及び令和5年度の巡回指導のいずれでも「否」の判定が1つもなかった営業所及び令和5年度が優良営業所で、引き続き安全性評価☆3つの営業所（現時点で「優良営業所」に該当するのは合計81営業所）

※2 「特定の営業所」とは、巡回指導で「否」の判定が1割以上又は「運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所

巡回指導の実施にあたっては、公正かつ適確に行うとともに、改善を要する事業者に対しては適切な指導に努めます。

また、研修や外部機関の講習等により指導員のスキルアップを図ることとします。

②巡回指導の実施方法

原則として、指導員が各営業所を直接訪問して実施します。ただし、複数の営業所を有する事業者については、必要に応じて、本社営業所等において一括して実施する方式（集合方式）でも実施することとします。なお、非対面方式は見送ります。

③巡回指導の実施体制

常勤指導員 2 名 1 組の体制で実施することを基本とし、その他に年数回、常勤指導員と外部指導員の 2 名 1 組の体制で実施する方式も行います。また、新潟県と石川県では、外部指導員 2 名 1 組の体制で実施する方式も併せて行います。

④月別の巡回指導計画

月別の実施計画は次表のとおりです。

月	巡回指導行程数			訪問 箇所数	営業所数	外部指導員 活用行程数 (内数)
	三泊四日	二泊三日	日帰り			
4月		5		17	17	1
5月		5		17	17	1
6月		4		14	14	2
7月		6		21	26	1
8月		3		10	10	2
9月	1	4		18	19	2
10月	1	2		11	11	
11月	1	2		11	13	
12月	1	2		11	14	1
1月			14	14	14	
2月			13	13	13	
3月		4		14	14	1
合 計	4	37	27	171	182	11

※泊り 2 泊 3 日 1 行程 = 3.5箇所、3 泊 4 日 1 行程 = 4箇所訪問で算出

※「営業所数」は、集合方式での実施予定分を含む

※ 上表の他、新潟県と石川県において、外部指導員 2 名 1 組体制で合計 30 営業所程度を実施予定

(令和 6 年 2 月 1 日現在、国が監査を実施する予定の営業所及び「優良営業所」を除いた巡回指導対象営業所は 186 営業所です。)

2. 利用者からの苦情処理について

電話、書面等により旅客から寄せられる苦情・要望に対して、その内容により事業者、行政等に通知して改善を求めるなど適切な処理に努めます。